

山形県若手大工育成支援プログラム実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、若手大工の育成を図るため、入職から概ね5年間においてキャリア形成を集中的に支援していく若手大工育成支援プログラム（以下、「プログラム」という。）の実施等に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「大工技能者」 木造建築物の建設のため、構造材並びに造作材の加工、建て方、取付けなどの作業に従事する者で県内に居住する者をいう。
- (2) 「大工・工務店」 県内に本店又は支店を有し、業として木造建築物の建設を営む大工技能者又は大工技能者を雇用する者をいう。

(支援対象者の認定要件)

第3条 知事は、県内の大工・工務店で大工技能者として就業する者で、大工技能者としてプログラム修了まで継続して就業し、技能習得に励む次のいずれにも該当する者を支援対象者に認定する。ただし、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律に基づく外国人技能実習生は除く。

- (1) 前年5月1日から当該年度の4月30日までに大工技能者として大工・工務店に入職した者
- (2) 当該年度の4月1日現在で40歳未満の者

(認定申請書)

第4条 プログラムの支援対象者の認定を受けようとする者は、支援対象者認定申請書（別記様式第1号）に以下の書類を添え知事に提出するものとする。

- (1) 顔写真1枚（縦3センチメートル、横2.4センチメートル）
- (2) 本人が確認できる書類等（運転免許証など）の写し
- (3) 勤務する事業所の建設業許可通知書の写し（建設業許可を受けていない事業所の場合は、所在地が確認できる公的書類の写し）
- (4) 勤務する事業所との雇用関係が確認できる書類等（雇用保険証、健康保険証、雇用契約書など）の写し
- (5) 誓約書（別記様式第2号）

(認定証の交付)

第5条 知事は、支援対象者の認定をしたときは、若手大工支援対象者認定台帳（別記様式第3号）（以下、「認定台帳」という。）に登録し、認定証（別記様式第4号）を交付する。

(支援対象者の認定の除外要件)

第6条 知事は、第4条に規定する支援対象者認定申請をした者が次のいずれかに該当する場合は、認定証を交付しないことができる。

- (1) 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）
- (2) 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用する等していること
- (3) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること
- (4) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること

(変更の届出)

第7条 支援対象者は、申請した内容のうち、以下の事項について変更があったときは、変更届（別記様式第5号）により、その旨を知事に届け出るものとする。

- (1) 氏名又は住所
 - (2) 勤務する事業所の名称又は所在地
- 2 知事は、氏名の変更に係る前項の届出があったときは、認定証を書き換えて届出者に交付する。
- 3 知事は、第1項による届出があったときは、認定台帳を訂正する。

(プログラムの修了)

第8条 知事は、次の全ての要件を満たす支援対象者をプログラム修了と認定するものとする。

- (1) 支援対象者に認定された年度の4月1日から起算して、プログラム修了の年度末までに3年以上継続して就業した者であること。
- (2) プログラム修了までに、二級建築大工技能検定に合格した者であること。
- (3) 次のいずれかの技能習得が認められること。
 - ①木造住宅のリフォーム工事の墨付け・手刻みの現場責任者ができる
 - ②簡単なプレカット材の在来軸組木造住宅の現場責任者ができる
 - ③簡単な在来軸組木造住宅の墨付け・手刻みの現場責任者ができる
 - ④在来軸組の注文住宅の墨付け・手刻みの現場責任者ができる
- (4) 二級建築大工技能検定合格後2年の実務経験を有している者、または、プログラムの期間が当該年度で5年となる者であること。

(修了証の交付)

第9条 支援対象者で前条の要件を満たしたときは、プログラム修了申請書（別記様

式第6号)に以下の書類を添え知事に提出するものとする。

(1) 継続就業及び技能習得に係る証明書(別記様式第7号)

(2) 二級建築大工技能検定合格証書の写し

2 知事は、前項の申請があり、プログラム修了と認められる場合は、修了証(別記様式第8号)を交付する。

(修了者の周知)

第10条 知事は、プログラム修了証を交付したときは、修了者及び修了者を雇用する大工・工務店を県のホームページに掲載し、広く県民に周知する。

(プログラム参加の辞退)

第11条 支援対象者は、プログラム参加を辞退しようとする場合又は支援対象者の認定要件を満たさなくなった場合は、辞退届(別記様式第9号)に認定証を添えて知事に届け出るものとする。

2 知事は、前項の規定による届出があった場合は、認定台帳から抹消するものとする。

(認定証又は修了証の再交付)

第12条 支援対象者は、認定証又は修了証を紛失し、汚損し、又は破損したときは、再交付申請書(別記様式第10号)により、再交付を知事に申請することができる。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、認定証又は修了証を再交付する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、プログラム実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月17日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月23日から施行する。

別 記

- ・様式第1号 支援対象者認定申請書
- ・様式第2号 誓約書
- ・様式第3号 若手大工支援対象者認定台帳
- ・様式第4号 認定証
- ・様式第5号 変更届
- ・様式第6号 プログラム修了申請書
- ・様式第7号 継続就業及び技能習得に係る証明書
- ・様式第8号 修了証
- ・様式第9号 辞退届
- ・様式第10号 再交付申請書